

○旭川工業高等専門学校電子入札システム官職規程

(平成20.8.19 校長裁定)

改正 平成23.6.13

旭川工業高等専門学校電子入札システム官職規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校において使用する電子入札システム官職証明書に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「官職証明書」とは、電子入札システム（以下「本システム」という。）の使用に必要とするもの及び本システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は、政府共用認証局が発行するものとする。

2 官職証明書の申請等は、「政府共用認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従い、国立高等専門学校機構本部を経て行うものとする。

(官職証明書の作成権限)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書)

第5条 官職証明書は、次に掲げる種類とする。

- (1) 契約担当役（事務部長）
- (2) 入札執行・登録者（総務課長）
- (3) 入札立会者（総務課財務係長）

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書の管守責任者（以下「官職証明書管守責任者」という。）は、総務課課長補佐（財務担当）とする。

2 官職証明書管守責任者は、官職証明書を保管設備に格納し、厳重に保管するとともに、適切に使用されるよう管理しなければならない。

3 官職証明書管守責任者は、その職務を執行できない場合、指名する者に委任しなければならない。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

旭川工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規程（平成18.9.15 校長裁定）は、廃止する。

附 則（平成23年6月13日）

この規程は、平成23年9月1日から施行する。